

# JARLと協力してアマチュア無線局に適正な運用を呼びかけ

東海総合通信局(局長:吉武 久(よしたけ ひさし))は、令和元年11月6日(水)に静岡市清水区村松「日本平 東展望台」において、一般財団法人日本アマチュア無線連盟(JARL)東海地方本部と協力して、アマチュア無線局の違反者に適正な運用を呼びかけました。

アマチュア無線局は全国に404,327局、愛知、岐阜、三重、静岡県の4県で52,687局が開設されています(いずれも令和元年10月現在)。アマチュア無線局を開設するためには無線従事者と無線局の免許が必要ですが、簡単な手続きで始めることができます。無線機の送信電力が10Wであっても、電波の送信方向を一方向とすることができる指向性の強いアンテナを使用することで電波が遠くまで届き、衛星通信も可能となります。

アマチュア無線局に使用が認められている430MHz帯は多くの局が使用することから、衛星通信やデータ通信など約10の使用区別(使用目的)ごとに使用できる周波数帯が決められています。使用区別と異なる周波数帯で会話すると混乱を招きますし、呼出符号(コールサイン)を送信しないで通信をすると違法局と誤認識されるおそれもあります。このようなことから、当局ではJARLと協力して年に4回(各県1回)定期的に適正な運用を呼びかけています。この取組は平成22年11月から始まり、今回で41回目となりました。

周波数の使用区別を守らない違反者には、JARL東海地方本部の無線局(ガイダンス局といいます)から「この周波数は宇宙通信(衛星通信)専用の区分で宇宙通信以外の通信はできません。」といったメッセージを送信し、違反状況が改善されない場合には、東海総合通信局の規正用無線局から「あなたの発射している電波は、周波数の使用区別に違反しています。直ちに電波の発射を中止してください。通信を行う時は使用区別を守り、必ずコールサインを送信してください。」といったメッセージを送信しました。(別図参照)

当日はJARALが114回、東海総合通信局が14回のメッセージを送信しました。東海総合通信局が昨年度に受付けたアマチュア無線局の運用に係る申告は161件で、59名に文書で指導しました。

今後もJARLのみなさまの協力を得て、アマチュア無線局の適正な運用を呼びかけてまいります。

お問い合わせ先: 電波監理部 監視課 052-971-9472



会場(日本平 東展望台)



当日の様子



JARLガイダンス局

# 規正用無線局とガイダンス局の連携運用の流れ

(別図)

周波数の使用区別を守らないアマチュア無線局を発見！

JARLガイダンス局から注意喚起するメッセージを送信

「こちらは、アマチュアガイダンス〇〇(数字)です。この周波数は宇宙通信専用の区分で宇宙通信以外の通信はできません。無線局運用規則第258条の2の規定に基づく告示に違反していますから、周波数使用区分を守って運用してください。」

改善

改善されない場合

当局の規正用無線局から規正するメッセージを送信

「こちらは、電監規正名古屋可搬〇〇(数字) 総務省東海総合通信局です。あなたの発射している電波は、周波数の使用区別に違反しています。直ちに電波の発射を中止してください。通信を行う時は使用区別を守り、必ずコールサインを送信してください。」

改善

改善されない場合

当局において、電波発射源を探查して、違反行為者を特定

法令に基づき、捜査機関への告発、行政処分等を実施

※ アマチュア無線の周波数の使用区別に従わない通信への対応の例です。この他、呼出符号(コールサイン)を送信しない通信や業務用通信など目的外で通信を行った場合にもメッセージを送信します。